

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社ウエスコホールディングスと称し、英文ではWesco Holdings Inc. と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 一般土木、農業土木、林業土木、都市・地域開発、海洋土木、上下水道、廃棄物、環境衛生等土木全般にかかる計画、調査、設計及び施工管理
  2. 建築にかかる計画、調査、設計、施工管理及び工事監理
  3. 航空写真測量、地上測量、水路測量等測量全般
  4. 地質にかかる調査及び付帯する工事の施工
  5. 環境にかかる調査及び影響評価
  6. 工事等にかかる損失補償に関する調査
  7. 前記各号に関する技術コンサルタント業務
  8. 水道水の水質検査業務
  9. 環境計量証明事業に関する業務
  10. 土地造成事業及び不動産の取得、売買、賃貸
  11. 情報処理サービス及びソフトウェアの開発、販売、賃貸
  12. 労働者派遣事業
  13. 複写及び焼付業務
  14. 印刷及び製本業務
  15. スポーツ施設の経営
  16. 食堂の経営
  17. 損害保険代理業務
  18. 土木建築用資材、家具、室内外装飾品、厨房機器・給排水機器等住宅設備機器の輸入、製造及び販売
  19. 公共施設またはこれらに準ずる施設の維持及び運営管理
  20. 前記各号に付帯関連する一切の業務
- 2 当社は、前項各号の業務及びこれに付帯関連する一切の業務を営むことができる。

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山市に置く。

### (機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、岡山市又はそれに隣接する地で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第17条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第18条 当社は、株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

(議決権の代理行使)

第19条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任)

第21条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。

2 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

(招集権者及び議長)

第25条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集通知)

第26条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決 議)

第27条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第28条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

- 第31条 当社の監査役及び補欠監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

- 第32条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

- 第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

(招集通知)

- 第34条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決 議)

- 第35条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

- 第36条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

- 第37条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 会計監査人

(選 任)

- 第38条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

- 第39条 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 当会社は、株主総会の決議により、毎年7月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年1月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 当会社の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 前項の金銭には利息を付けないものとする。